

日本国環境省と
アラブ首長国連邦気候変動・環境省
との間の
環境協力に関する協力覚書

日本国環境省及びアラブ首長国連邦気候変動・環境省（以下、単独で「側」といい、総称して「両側」という。）は、2022年11月14日に、以下の認識に至った。

第一項 目的

本協力覚書（以下「本覚書」という。）の目的は、環境分野における両側の二国間協力を推進することである。

第二項 協力の分野

両側は、以下に掲げる環境の保護及び管理の分野における協力の機会を模索する。

1. 気候変動
2. 大気質管理
3. 廃棄物管理
4. 生物多様性の保全及び持続的な利用
5. その他両側により確認され得る環境の保護及び管理の分野

第三項 協力の形態

第二項において特定された分野における両側間の協力は、以下の形態をとり得る。

1. 事業の進捗状況報告のために、対面の会合等を含むがそれに限られない、定期的な対話を開催すること
2. 情報、知見、優良事例及び専門技術を共有すること
3. セミナー、会合、研修及びワークショップを開催すること
4. 両側が決定することとなるその他の全ての形態の協力

第四項 実施

1. 両側は、第二項で述べられた協力の分野における協力事業及び活動の共同実施を推進するため、最善の努力を尽くす。
2. 両側は、必要に応じて、政府、非政府機関、研究機関及び民間企業を含むがそれらに限られない、戦略的なパートナーを関与させ、及び協力するよう努める。
3. 本覚書の実施は両側により共同で決定される。

第五項 フォーカルポイント

本覚書の下での活動の効果的な運用を保証するために、両側は以下の執行機関を、本覚書の実施に関連する全ての事項のためのフォーカルポイントとして指名する。

1. アラブ首長国連邦気候変動・環境省のために、パートナーシップ・特別プロジェクト
2. 日本国環境省のために、地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

第六項 機密性

1. いずれの側も、本覚書の実施期間中に他方の側から受領した、又は提供された文書、情報その他のデータの機密性及び秘匿性を遵守する。
2. 本項は、二国の法律及び規則を妨げない。
3. いずれの側も、他方の側の書面による事前の同意なく、本覚書の下で他方の側から受領した機密情報を開示しない。

第七項 紛争解決

本覚書に起因する、又は関連するいかなる紛争も、両側による相互の協議を通じて友好的に解決される。

第八項 その他の約束

本覚書のいかなる事項も、いずれの側の国際法又は国内法上の義務にも影響を与えない。

第九項 開始、期間、修正及び終了

1. 本覚書の下での協力は、署名の日から開始し、5年間継続し、及び両側の相互の書面による同意により延長することができる。
2. いずれかの側も、終了を意図する日の少なくとも6か月前に書面により通知することで、本覚書を終了することができる。
3. 本覚書の終了は、両側により相互に決定されない限りは、本覚書の下で実施される、進行中のいかなる活動又は作業計画にも影響を及ぼさない。
4. 本覚書は、両側により採用された手続に従い、両側の相互の書面による同意により修正することが出来る。

第十項 独立

本覚書は、二国の法律及び規則に矛盾するいかなる法的義務も伴わない。両側は、それぞれの法的、規制的及び財政的な自律性を保持する。

2022年11月14日に、全て等しい価値を持つ、日本語、英語、アラビア語による正本各2通に署名した。文言の解釈に齟齬がある場合には、英語が優先される。

日本国環境省

アラブ首長国連邦気候変動・環境省

日本国環境大臣
西村 明宏

アラブ首長国連邦気候変動・環境大臣
マリアム・ Bint・ムハンマド
アルムハイリ